

北イタリア安全対策通報

～ 立ち乗り電動スクーター（Monopattini）利用に際しての注意喚起 ～

コロナ禍における公共交通機関以外の交通手段として、立ち乗り電動スクーター（Monopattini。以下「電動スクーター」）が注目を集めており、ミラノ市内では、シェアリング用だけでも約6,000台が配備されているとみられ、急速に普及が進んでおります。



利用に際して、ヘルメットの着用義務（18歳以上）や運転免許証も必要なく、混沌とした市内で渋滞知らずと利便性がある一方で、利用者の運転マナーの悪さや重大交通事故の発生等が問題となっています。

これら状況を踏まえ、今般当館では治安当局の協力を得まして、電動スクーターに関する交通事故の発生状況や交通ルール（違反行為）をとりまとめましたので参考にしてください。

1 電動スクーターの規格等

道路交通法上、電動スクーターは自転車と同等に車両とみなされます（同法第46条）。サドルが付属されていたり、高速走行が可能であったりする規格外のものが、インターネットやミラノ市内等で販売されていますが、全て取締りの対象となります。決められた規格は以下のとおりです。

- 電動モーターの定格出力：0.5Kw以下であること
- 座席が設けられていないこと
- 音で合図するためのベルを備え付けていること
- CEマーク（EUの基準適合マーク）を備えていること
- 点灯装置の搭載
- 制限速度：車道上25km, 歩行者エリア6km

2 電動スクーターに関する交通事故の発生状況

ミラノ市内では、6月～9月中旬までに少なくとも136件（重体事故を含む）発生しました。海外の報告例では、頭部に怪我を負いやすいことが事故の特徴としてあり、9月にミラノ中央駅付近で発生した重体事故では、自動車のフロントガラスに頭部を強打した模様です。事故の原因は、道路上の穴にタイヤが執られ、蛇行した可能性が指摘されています。

3 電動スクーターに関する違反取締り状況

7月中旬～9月中旬、約350件の罰金を伴う違反が取り締まられ、この約6割が歩道上走行や2人乗り走行違反でした。治安当局によれば、取締りの強化により、利用者の規範意識を高める狙いがあるとのこと。

4 主な違反態様（違反金額はミラノ市内の場合）

(1) 違反金100ユーロ（60日以内の支払いの場合。5日以内は70ユーロ）

- 0.5Kwを超える電動エンジンの搭載
- 地面から54cm以下のサドルの付属*
* 54cmを超える場合は、原動機付自転車（いわゆる原付バイク）と見なされ、利用者が無免許の場合、無免許運転違反（違反金5,100ユーロ）として取り締まられる。
- 音で合図するためのベルの欠如
- CEマーク（EUの基準適合マーク）の欠如
- 速度（車道：25km/h、歩行者エリア：6km/h）調整器の欠如
- 14歳未満の運転
- 道路上（25km/h）、歩道上（6km/h）での速度超過



(2) 違反金50ユーロ（60日以内の支払いの場合。5日以内は35ユーロ）

- 並列走行
- 片手運転
- 18歳未満のヘルメット未着用
- 人や物、動物の輸送（2人乗り等）
- 日没から30分後や日中必要な時における反射ベストの未着用

5 当館からのコメント

現下のミラノ市内は、公共交通機関の利用を避けて自動車、バイク等の利用者が増加したことによる混沌とした状況に加えて、石畳や穴が開いた路面が散見され、電動スクーターによる安全走行には、適していないと言わざるを得ません。

電動スクーターの利用を検討されている方には、これら現状を踏まえて、慎重な判断をしていただきたく、また、既に利用されている方には、交通ルールの遵守と万が一に備えてヘルメットの確実な着用を強く推奨いたします。

自動車を運転される方におかれましても、電動スクーターの予期せぬ動きに備え、車間距離の保持や徐行する等、十分にご注意ください。

本通報に関する問い合わせ先

総領事館代表電話：02-6241141 info@ml.mofa.go.jp